

「地方分権にふさわしい地方税財政改革」 をめざして

第21回「地方法人課税のあり方等に関する検討会」ヒアリング
2014年10月14日



日本労働組合総連合会(連合)

～目 次～

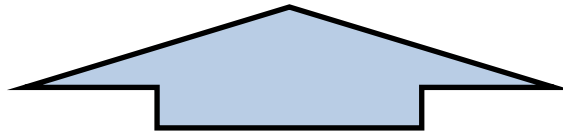
1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン
2. 地方分権とバランスのとれた地方税財政改革
3. 法人所得課税の改革

1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン

「働くことを軸とする安心社会」の実現

○「働くことを軸とする安心社会」は、働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型の社会。

- ①みんなが働き・つながり・支え合う、②ディーセント・ワークの実現、③雇用機会の創出、④希望につながり・切れ目のない安心



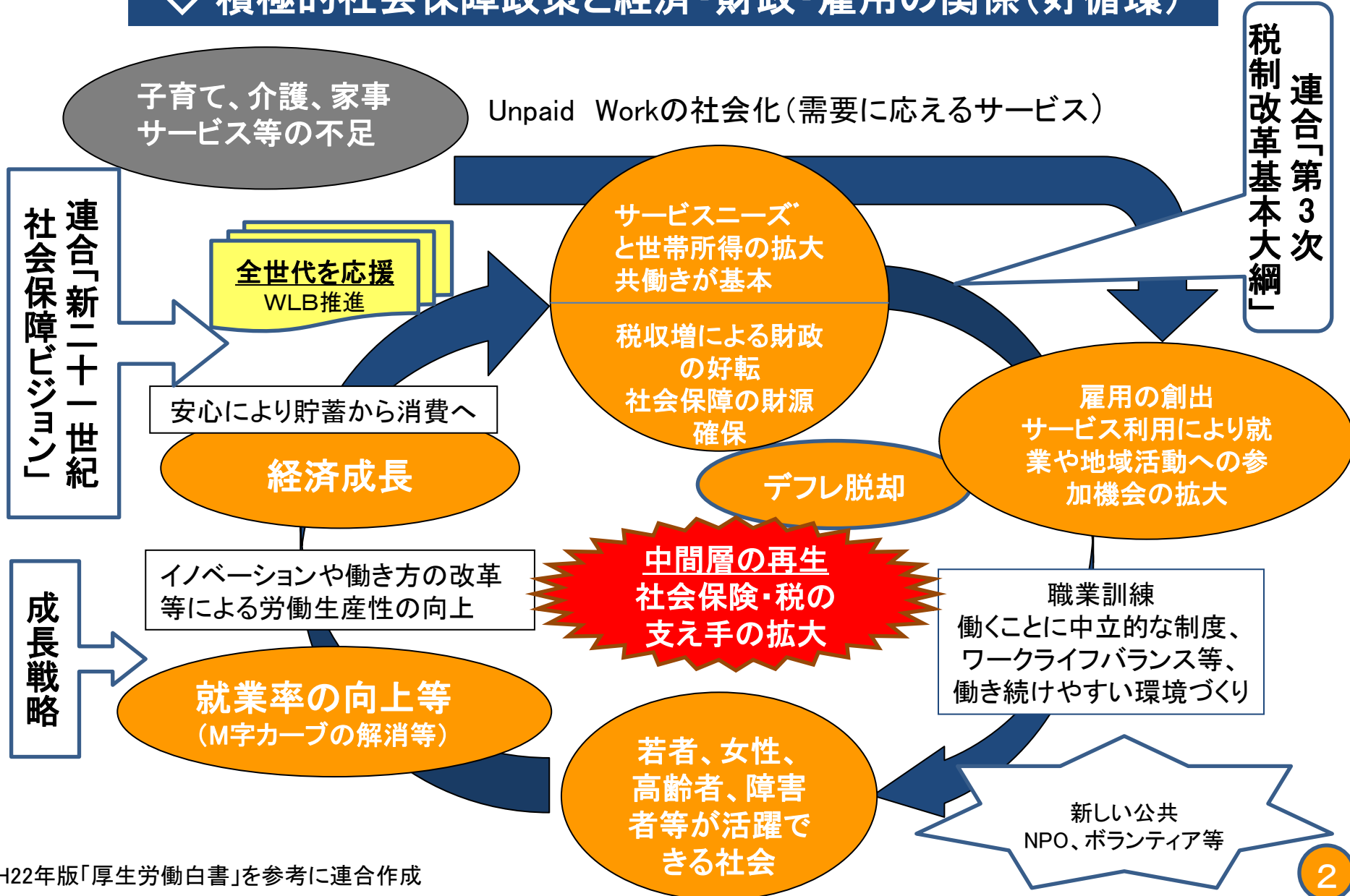
安心社会を支える社会保障と税制の一体改革

○積極的雇用政策と社会保障政策との連携で、全世代を支援する積極的社会保障政策に転換する

○税の再分配機能の強化と財源調達能力の回復を同時に実現し、積極的社会保障政策と成長戦略等に集中投入

1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン

◇ 積極的社会保障政策と経済・財政・雇用の関係(好循環)



1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン

◇ 連合「第3次税制改革基本大綱」のポイント

いまの問題点

税財政を通じた
所得再分配機能の低下

負担と給付の不均衡

変化に対応できない
硬直的な財政

第3次税制改革基本大綱の基本スタンス

税の財源調達能力の回復と再分配機能の強化を同時に実現する税制改正をはかり、その財源を新成長戦略に資する経済政策や積極的社会保障政策等に集中的に投入する。

改革の理念とポイント

公平

連帯

納得

- ①消費税「偏重」としない「所得・資産・消費」課税のバランスのとれた税体系とする。
- ②所得税を基幹税として再構築し所得再分配の機能強化をはかる。
- ③消費税は社会保障制度の維持・強化に全額充当する。
- ④地方分権や社会保障の充実のための安定的な地方税体系を構築する。

1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン

◇ 連合「第3次税制改革基本大綱」具体的な提言

○「公平」「連帯」「納得」という改革の理念に基づいた具体的な提言は以下のとおりである。

1. 納税者の立場に立ったわかりやすい税制

・情報公開と租税教育の強化 ・「納税者権利憲章(仮称)」の制定 ・申告納税選択制の導入 ・マイナンバー導入に向けた環境整備 など

2. 所得税の再構築

・課税最低限の引き上げ ・給付つき税額控除の導入(勤労税額控除、消費税税額控除) ・税率構造の見直し ・金融所得課税の強化
・人的控除の組み換え(所得控除から税額控除・社会手当化へ) ・給与所得控除の見直し(特定支出控除の範囲拡大など)

3. 資産課税(相続税・贈与税等)の強化

・バブル経済以前の水準まで相続税を強化し、格差の拡大・固定化を是正する

4. 消費税の社会保障安定財源化

・消費税を社会保障財源化し、その維持・強化のために2020年度を目途に税率を段階的に引き上げる
〔消費税(国税)は、基礎年金、高齢者医療、介護、少子化対策(現物給付)の維持・強化に要する財源として、段階的に引き上げる
地方消費税は、一般財源とし、地方における社会保障給付費の増加およびその機能強化等に対応して段階的に引き上げる〕
・消費税の逆進性緩和策(課税最低限以下の層を中心に消費税負担分を還付「消費税税額控除」)
・制度的欠陥の是正(インボイス方式導入、簡易課税制度、免税点の廃止等)

5. 地方税財政の改革

・地域による偏りが少なく安定的な地方税体系(社会保障給付の機能強化に対応した地方消費税の段階的引き上げ等)
・原則、地方交付税制度と現行交付税の水準を維持 ・国庫補助負担金の改革

6. 法人所得課税の改革

・原則、全ての雇用者に社会保険を適用 ・外形標準課税対象法人の拡大 ・租税特別措置の見直し
・税法における中小企業の定義見直し ・中小法人等の軽減税率引き下げ(基本税率の1/2水準) ・雇用促進税制等の活用

7. その他の提言内容

・自動車関係諸税の軽減・簡素化等 ・地球温暖化対策のための税、既存税制のグリーン化 ・「新しい公共」を支える税制 など

2. 地方分権とバランスのとれた地方税財政改革

<1> 基本的な考え方

- 行政サービスの約6割は地方自治体が担っているが、その財政基盤は脆弱である。
- 地方分権の推進と公共サービスの維持・強化に対応した地方税財政改革を推進する必要がある。

現状の問題点

- 国依存の財政基盤
- 地域間の財政力格差の拡大

地方税財政の 改革

改革のめざすもの

- 住民自らが地域に必要なサービスを選択・享受できる仕組みづくり
- 社会保障の機能強化に必要な財源の確保

2. 地方分権とバランスのとれた地方税財政改革

<2> 具体的な提言

1 地方税制改革

- 地方への新たな税財源配分を行い、地方税財政の充実をはかる。具体的には、地域間の偏在性が相対的に小さく、**税収が安定的な地方税体系をめざし、法人住民税(法人税割)と消費税の税源交換を検討する。**
※本年10月から導入されている地方法人税は弥縫策に過ぎず、地方分権にも逆行しかねない。より抜本的な改革が必要である。
- また、法人税については、応益性も重視し、**外形標準課税の対象法人を拡大するなどの改革を行う**(詳細は8頁に記載)。
- 国と地方の役割分担、社会保障制度改革、税財政改革の進捗状況等を踏まえ、**将来的には、国と地方で50対50の税源配分をめざす。**

2 地方交付税の改革

- ①により、地域間財政力格差はある程度縮小すると思われるが、引き続き、地域間の財政調整とナショナル・ミニマムを担保するための財源保障が不可欠である。**両機能を兼ね備えた地方交付税の仕組みと現行の交付税水準を維持する。**
- 消費税を社会保障財源に全額充当するため、**地方交付税の算定から消費税(国税)を除外し、新たに相続税を加える。**中期的には所得税の再構築や自然増収等を中心に必要財源を確保することとするが、当面不足する財源については、国で責任を持って手当とする。
- なお、**消費税(国税)のうち、現在地方交付税財源に充当されている部分は地方消費税に移譲し、国と地方の消費税の配分を明確化する。**

3 国庫補助負担金の改革

- 公共事業等に係わるひも付き補助金について、一括交付金化をはかる。地方にとって使い勝手のよい制度となるよう、仕組み等必要な見直しを行う。なお、ナショナル・ミニマムを確保する観点から、社会保障や義務教育に係わる国庫補助負担金は、一括交付金化の対象としない。

3. 法人所得課税の改革

<1> 基本的な考え方

- 少子高齢社会を支え合うために広く国民負担を求めるなか、企業にも社会的責任に見合った負担が求められる。
- 地域社会の活性化や分厚い中間層の復活などの観点から中小企業やディーセント・ワークを税制面から支援する。

現状の問題点

- 赤字法人が恒常的に6割を超え、法人課税の負担に偏りがある
- 景気による振れが大きい
- 租特の政策効果の検証が不十分

法人所得課税 の改革

改革のめざすもの

- 企業の社会的責任に見合った負担
- 中小企業やディーセントワークを支援

3. 法人所得課税の改革

<2> 具体的な提言

1 企業の社会的責任に見合った税・社会保険料を負担する

- 法人税率の引下げは、引下げ分が企業における国内投資や雇用・所得の拡大に充てられること及び代替財源の確保を大前提とする。なお、代替財源の確保については、まずは法人税の枠内における税込中立をはかることを基本とする。
- 社会保険を原則すべての雇用者に適用する。(ペイロールタックス化)
- 法人事業税は、法人の事業活動と地方の行政サービスとの幅広い受益関係に着目して課税されている税金であるため、外形標準課税の対象法人を拡大する。
 - ※中小企業においては賃金抑制につながる恐れがあるため、中小企業の雇用安定控除の比率を引き上げる。
 - ※実施時期については、雇用や所得に与える影響および中小企業の業績回復の状況などを見極め、慎重に検討する。
 - ※付加価値割の比重については、現行の課税標準を維持する。(所得割7.2%、付加価値割0.48%、資本割0.2%)
- 2008年より暫定的な措置として導入されている地方法人特別税および本年より導入された地方法人税は廃止する。
- 欠損金の繰り越し控除を控除前所得の5割に制限し、控除期間を15年程度に延長する。
- 租税特別措置について、適用状況や政策効果等を検証し、有効でないものは廃止する一方で、有効であるものは恒久化する。
- グローバル企業の租税回避や、いわゆる「法人成り」の問題等について、課税の適正化に向けた対策を強化する。

2 中小企業やディーセントワークを支援する改革を行う

- 中小企業の範囲(現行法では資本金1億円以下)について、中小企業基本法の定義を考慮し拡大する。
- 中小法人に対する法人税の軽減税率を基本税率の1/2の水準とする。
- 雇用促進税制や所得拡大促進税制について政策効果を検証し、より効果的な制度となるよう必要に応じて見直す。また、中小企業の「人に対する投資」を支援するための支援策を拡充する。
- 法定雇用率を上回って障がい者を雇用する企業、重度障がい者などを多数雇用する企業に対して法人事業税を減税する。

法人所得課税の改革イメージ

